

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

三重国民年金 事案 709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から 43 年 2 月まで
② 昭和 43 年 9 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、両親が市役所で納付していたはずなのに、未納となっているのは納得できない。

申立期間③については、申請免除という記録になっているが、当時、私には十分な収入は無かったものの、父親の扶養に入っており、父親は会社の役員で収入があったので、保険料の免除申請を行う必要は無いし、免除申請を行ったとしても条件に当てはまらないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の両親も他界しているため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 11 月に払い出されているが、その時点では、特例納付によるほかは、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人の両親が特例納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③について、申立人の父親の厚生年金保険の標準報酬月額、昭和 29 年 5 月から 55 年 9 月までの期間について最高等級である上、申

立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、少なくとも46年10月1日の時点で申立人は父親の被扶養者であったことが確認できることから、申立人の供述と一致している。

加えて、上記の状況から、昭和48年4月以降と比較して申立人の父親の経済状況が苦しかったとは考え難い上、申立人の生活環境についても大きな変化は認められないことから、46年11月払出し後、市役所で納付できた現年度分から国民年金保険料を納付し始めたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月から 55 年 6 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は身体障害者であるため、申立期間①及び②の国民年金保険料は国で掛けてもらっており、免除になっていたと思っていた。申立期間③は、いっごろか記憶に無いが国の調査の結果納付するように言われ、それ以降は両親が納付していた。保険料は記憶に無いが、婦人会の集金人に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 9 月 19 日に払い出されており、市が保管している国民年金被保険者名簿によると、同日付けで免除申請の手続が行われているが、その時点では、制度上、申立期間①を遡^{そきゅう}及して免除することはできない上、申立期間①に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立期間②については、市が保管している国民年金被保険者名簿において、「60.12.3 申請免除却下 (60.4~61.3) 61.2.10 再審査に係る決定 却下のまま」との記載があることから、申立期間②に係る国民年金保険料の免除申請を手続したものの、免除が認められなかったことがうかがわれる上、記載内容に不自然な点もみられない。なお、申立期間②については、昭和 61 年 2 月の時点では保険料が納付されていなかったと推認される上、申立人の保険料を納付していたとするその母親は遡^{そきゅう}及して納付した記憶も無い。

さらに、申立期間①及び②について、国民年金保険料が免除されていたこ

とを示す関連資料は無い上、ほかに保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③は12か月と短期間である上、申立期間③前後の保険料は納付されていること、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は申立期間③の保険料を納付していること等を勘案すると、あえて申立期間③のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 47 年 3 月まで

申立期間については、市の集金人から国民年金の特例納付制度の説明を受け、国民年金保険料は 1 か月何百円だったので、国民年金の加入手続を行った昭和 47 年に 10 年間さかのぼって保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、集金人から特例納付制度の説明を受けたため国民年金に加入したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 3 月に払い出されている上、市に照会した結果、申立人が国民年金の加入手続を行った 47 年当時は、申立人が居住していた地区においては国民年金保険料の納付組合が組織されており、保険料の集金業務を行っていたとの回答があったほか、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿に納付組織の番号が記載されていることから、申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、第 1 回特例納付の実施期間内であることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能である上、申立人は、「自分が特例納付した後、しばらくしてから友人にも特例納付を勧めたが、その時は既に特例納付の実施期間を過ぎていたため友人は納付できなかった。」としているなど、当時の状況についての説明は具体的であるほか、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後、その 3 か月後には特例納付実施期間が終了していることから、申立人の説明は当時の状況と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 48 年 3 月まで

申立期間当時、A 市内のアパートに居住していたが、国民年金保険料については、毎月、集金人が来て集めていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和 48 年 11 月に B 市において払い出されているため、申立期間の国民年金保険料を A 市において納付していたとする申立人の記憶に曖昧な点はみられるものの、申立期間は 7 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について申立期間以外に保険料が未納とされている期間は無く、申立人の妻も、国民年金加入期間について保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に B 市において国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の納付状況をみると、複数の者において過年度納付している状況がみられることから、同市においては、当時、加入手続の際に過年度納付についても納付勧奨等が行われていたと考えられる上、婚姻後申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻に聴取したところ、「納めるように言われた分は必ず納めていた。」としており、申立期間が短期間であることや、申立期間以降の納付状況等を勘案すると、申立期間についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

国民年金制度の開始時から妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は市の嘱託徴収員に自宅で納付していた。

妻が夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間について、私の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその妻共に、国民年金保険料の納付が開始された同年4月から保険料を納付している上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の妻も、国民年金加入期間の最後の1か月を除いて、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人とその妻の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、市の国民年金被保険者検認記録によると、市において納付日を記録している昭和47年度から51年度までの納付日を確認した結果、申立人及びその妻の納付日は同一であることから、基本的に夫婦の納付行為は同一であったと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人の妻は国民年金保険料を納付している上、申立期間前後の国民年金保険料は、現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 536

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から43年1月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録が昭和42年11月1日から43年1月1日までの期間は無いことが分かった。しかし、私は39年2月1日にA社に入社して以来、同社に継続して勤務しており、同社の名称がB社に変更され、事業所の看板、社有車に表示されていた事業所名、健康保険証の事業所名が書き換えられたことを記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社が昭和42年11月1日に適用事業所ではなくなっており、また、B社が43年1月1日に新規に適用事業所となっているが、申立人及び複数の同僚は、A社からB社に名称変更したが、事業は継続しており、勤務地や業務内容に変更はなかったと供述している。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は確認できないが、昭和39年1月14日資格取得、43年1月25日離職、同年1月26日資格取得、同年8月25日離職となっており、申立人は申立期間に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人と同様に昭和43年1月1日に資格取得している10人（申立人を含む。）は、すべてA社において勤務していたことが確

認できる上、このうち連絡先が判明した同僚4人に照会したところ、いずれも「両事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。」旨の回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は申立期間において適用事業所としての記録が無いが、同社の事業は継続しており、複数の同僚の供述からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、同年8月分の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月11日から同年9月1日まで

社会保険事務所の記録によると、昭和48年8月11日から同年8月31日の間、厚生年金保険の加入記録がないが、実際にはA社B工場を同年9月1日資格喪失し、A社C事業所を同年9月1日に資格取得している。厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職時に当該事業所から提出されたとする厚生年金の経歴、雇用保険加入記録から、申立人が同社及びA社C事業所に継続して勤務し（昭和48年9月1日にA社B工場から転出、同日A社C事業所へ転入）、申立期間について、A社B工場において勤務していたことが認められる。

また、当該事業所から提出のあった「厚生年金基金加入員資格喪失届」の写しには、A社B工場における資格喪失日は昭和48年9月1日と記載されているところ、同社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、昭和48年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和48年8月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和57年1月から同年10月までの期間は17万円、同年11月及び同年12月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和57年1月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月1日から60年1月1日まで

昭和57年分から59年分までの給与所得の源泉徴収票には、年収が300万円以上となっており、毎月25万円くらいの収入はあったと思う。

しかし、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額は15万円から22万円までとなっており納得がいかない。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に記録されている申立期間に係る標準報酬月額については、昭和57年1月から同年9月までの期間は15万円、57年10月から58年9月までの期間は17万円、58年10月から59年9月までの期間は18万円、59年10月及び同年11月は19万円、同年12月は22万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち昭和57年1月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人が提出した57年分の源泉徴収票から推定できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 57 年分の源泉徴収票から推定できる厚生年金保険料額から、57 年 1 月から同年 10 月までの期間は 17 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票から推定できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、昭和 57 年 1 月から同年 12 月までの期間について、一致していないことから、事業主は、源泉徴収票から推定できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月 1 日から 60 年 1 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人が提出した 58 年分及び 59 年分の源泉徴収票から推定できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

三重国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 9 月まで

申立期間は、結婚前で父親の扶養家族になっていた期間であるが、父親に「国民年金は入っていたほうが良い。」と言われた記憶があり、年金手帳にも初めて被保険者になった日として昭和 49 年 4 月 1 日と記載されている。両親も国民年金保険料を払っていたと思うので、申立期間について再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとするその父親は他界しており、その母親も高齢のため当時の状況を聴取できず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和 56 年 1 月に払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、申立人は、申立人の両親も国民年金に加入し、国民年金保険料を一緒に納付していたと思うとしているが、申立人の両親は、申立期間には厚生年金保険に加入している上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人が所持している年金手帳に、初めて被保険者になった日として昭和 49 年 4 月 1 日と記載されていることを主張しているが、資格取得日は、国民年金への加入手続を行った時に国民年金への加入資格が生

ずる時期までさかのぼって付与されるものであることから、必ずしもこの時期に国民年金に加入し、保険料を納付したことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 1 日まで

中学校を卒業後、昭和 26 年 3 月 15 日にA社に入社、同年 4 月から厚生年金保険に加入したと記憶している。A社は複数の窯屋から陶磁器を買い入れ輸出していた。社会保険の記録では、A社は昭和 27 年 3 月 1 日より厚生年金保険に加入したことになるが、それ以前より保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間も厚生年金保険被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 27 年 3 月 1 日であり、申立期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号*番から*番（申立人は*番）までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも同社が適用事業所となった昭和 27 年 3 月 1 日以降となっている上、申立人が申立人より 1 年前に入社したとする同僚についても、被保険者の資格取得日は、申立人と同じ同年 3 月 1 日である。

さらに、A社は昭和 33 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会したところ、A社の閉鎖登記簿（法人登記簿）は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 35 年 11 月まで

私は、中学校を卒業後、A社に入社し、昭和 35 年 11 月にB社に転職する直前まで働いていた。現在もA社は現存しているが、当時の事業主は他界している。亡くなった当時の事業主は、きちんとした方で、厚生年金保険の加入手続はしていたはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 33 年 3 月 18 日であり、申立期間のうち同年 3 月 17 日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に健康保険整理番号*番から*番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和 33 年 3 月 18 日以降となっており、申立人及び申立人が申立期間当時の同僚として記憶していた二人の氏名も無い。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の事業主は既に他界している上、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間にA社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。